

市内全域において

ごみのポイ捨て、ペットのフンの放置は



条例で**禁止**されています。



- ビン・カン・ペットボトル・プラスチック製の容器包装やたばこの吸い殻などを公共の場所等にみだりに捨ててはいけません。
- 飼い犬などのペットのフンを始末せずに放置してはいけません。

条例で罰則を定めています。

禁止事項に違反し、指導・勧告・命令に従わない場合、5万円以下の過料が科されます。

■ 禁止事項・過料 ■

快適な生活環境を確保するため、以下の行為を禁止事項として規定しています。

公共の場所等に空き缶やたばこの吸い殻等のごみをポイ捨てすること。

公共の場所等にペットが排泄したふんを放置すること。

禁止事項の行為者への対応について、以下のとおり規定しています。

市は禁止事項の行為者に対して、行為の中止や原状回復について指導、勧告及び命令を行うことができます。

禁止事項の行為者が、正当な理由がなく命令に従わない場合は、5万円以下の過料が科されます。

きれいなまちはわたしたちの手で

1 まちを清潔に保つ行動を心がけましょう。

2 自宅周辺や地域での清掃活動・環境美化活動にご協力ください。

3 屋外で出たごみは、持ち帰って適正な処理をしましょう。

4 ペットの散歩や外出の際は、フン尿を処理するための用具を携帯しましょう。

5 歩きたばこや自転車に乗りながらの喫煙は控えましょう。